

# 在外選挙人名簿閲覧方法などに関する案内

2016年4月13日実施する第20代国会議員選挙において「公職選挙法」第40条第3項及び第218条の10第1項による在外選挙人名簿等の閲覧と第218条の11による異議申請・不服申請・登載申請などの方法を次のように案内しますので、本人を含めた在外選挙人等が正当に登載されているかを確認してください。

2016年3月2日

中央選挙管理委員会委員長

## I. 在外選挙人名簿閲覧

### 1. 閲覧期間

2016年3月5日～9日(5日間)

### 2. 閲覧時間

- 公館に備えられた在外選挙人名簿及び名簿照会用PCを利用した閲覧：公館の正規勤務時間中
- インターネット閲覧：閲覧時間に制限なし

### 3. 閲覧範囲

- 公館に備えられた在外選挙人名簿等：公館管轄区域の中に居所を置いた在外選挙人名簿、  
国外不在者申告人名簿に登載された選挙権者
- 公館に備えられた名簿照会用PC活用：在外選挙人名簿、国外不在者申告人名簿に登載され  
たすべての選挙権者
- インターネット閲覧ホームページ活用：選挙権者本人のみの在外選挙人名簿等に登載・未登載

### 4. インターネット閲覧ホームページ住所：[ok.nec.go.kr](http://ok.nec.go.kr)

## II. 在外選挙人名簿等に対する異議申請

### 1. 異議申請期間

2016年3月5日～9日

### 2. 異議申請権者

○ 閲覧したインターネットホームページで申請

- 在外選挙人：中央選挙管理委員会ホームページ(ok.nec.go.kr)で在外選挙人名簿に関する事項
- 国外不在者：区・市・郡庁ホームページで当該区・市・郡の国外不在申告人名簿に関する事項

○ 公館を訪問して言葉(口頭)または書面申請

公館に備えられた在外選挙人名簿等と名簿照会用PCを利用して直接閲覧した在外選挙人名簿等に関する事項

※ 公館に備えられた異議申請書式によって名簿作成権者である中央選挙管理委員会または区・市・郡の長に申請する。

○ 名簿作成権者に直接書面(書式制限なし)で異議申請する場合、意義申請期間締め切り日までに到着しなければならない。

## III. 国外不在者申告人名簿不服申請

1. 申請期間：国外不在者申告人に関する異議申請に対して区・市・郡の長から

「理由なし」の通報を受け取った日の翌日まで

2. 申請権者：意義申請者や関係人

3. 申請方法：書面(国外居住者：FAX送付)で該当の区・市・郡選挙管理委員会

※ 区・市・郡の長が異議申請審議・結果を知らせる時、不服申請方法と区・市・郡選管委のFAX番号を一緒に通知する。

※ 国外居住者は、近くの公館を直接訪問して不服申請をする場合、在外投票管理官が区・市・郡の長にFAXで送付する。

## IV. 名簿脱落者登載申請

1. 申請期間：在外選挙人名簿確定日の前日(2016.3.13.)まで

2. 申請権者：在外選挙人等申告・申請者の中で名簿脱落者

3. 申請方法：疎明資料を添付して書面で在外選挙人名簿作成権者である中央選挙管理委員会、または区・市・郡の長に

※ 国外居住者は、近くの公館を直接訪問して登載申請をする場合、在外投票管理官が中央選挙管理委員会、または区・市・郡の長にFAXで送付する。